

建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則等の改正を受け、工事請負契約に係る前払金の使途を拡大します。

(1) 制度概要

建設工事の前払金の使途について、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

(2) 適用対象

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払い出された前払金に適用します。

平成29年6月1日以後に請負契約を締結した工事に適用します。

ただし、平成29年4月1日以後に既に請負契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合に適用することが可能となります。